



平成 28 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 ヤマト・インダストリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉浦 大助
(JASDAQ・コード7886)
問合せ先 責任者役職名 取締役管理本部統括
氏 名 茂木 久男
(TEL 03 - 3834 - 3111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。
なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・役員及び使用人の行動規範として企業倫理規定等の法令・定款遵守体制に関する規定（以下、「法令等遵守規定」という。）を整備する。
- ・役員及び使用人に対する法令等遵守規定の周知、教育等を行う。
- ・内部監査室は、内部監査規定に従って法令及び定款への適合に関して監査を行い、その監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・取締役会の定める文書管理規定等に基づき、取締役及びこれを補助する使用人は、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営環境を取り巻くリスク情報を収集・管理するとともに、必要に応じて規定を制定しリスクの低減及び未然防止を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の定める職務権限規定、稟議規定、稟議手続細則等に基づき、職務の執行に関する意思決定過程を明確にし、その効率化を図る。
- ・取締役は、各部門が達成すべき目標を設定し、定期的に達成状況を把握し評価する。
- ・当社は、平成 25 年 4 月 22 日付にて執行役員制度を導入、業務の執行と監督の分離を実現し、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行う。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの役員及び使用人の行動規範として法令遵守を含め企業の社会的責任を果たすための規定等を整備する。
- ・子会社に当社からの役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ・当社の役職員等が子会社の取締役に就くことにより、当社が業務の適正を監視できる体制とする。
- ・内部監査室は、子会社の管理部門と協議のうえ子会社に対する調査を実施するなどして法令遵守等に係る経営の状況を把握し取締役会に報告する。

6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、内部監査室に所属する使用人に対して、監査業務に必要な事項の調査・報告等を命じることができるものとし、その場合、当該使用人は、当該事項の調査・報告等に関して取締役からの指揮命令を受けないこととし、そのための体制を整備する。
- ・内部監査室に所属する使用人の任命・移動・評価等については、事前に監査等委員と人事担当取締役が協議する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社グループの取締役及び使用人が法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合に当社グループの役職員等は直ちに監査等委員会に報告する手続等に関する規定を策定するなどして、その体制を整備する。
- ・前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用の前払を請求してきたときは、担当部門において審議のうえ、当該費用に掛かる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務の報告の適正性を確保するための体制

- ・財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査室は、監査等委員との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換をするなど密接な情報交換及び連携を図る。また、監査等委員及び内部監査室は会計監査人と共に連携、かつ相互に牽制を図るものとする。
- ・監査等委員がその必要性を認めるときは監査の実施にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査室と連携をすることができる体制を整備する。

以上